別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

2025 年　6 月　23 日

関　東　財　務　局　長　　殿

届出者　住所又は所在地　〒

（主たる営業所）

1 George Street, #10-01,
Singapore 049145
（シンガポール、049145、ジョージストリート1、10-01号）

（登記上の本店所在地）

〒

c/o CO Services Cayman Limited,
P.O. Box 10008, Willow House,
Cricket Square, Grand Cayman,
KY1-1001, Cayman Islands
（ケイマン諸島、KY1-1001、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス、ピーオーボックス10008、シーオー・サービシズ・ケイマン・リミテッド）

電話番号　65 - 8008 1138

商号　（ビーネクスト　アジア　ファンド　ツー　ジーピー）

BEENEXT ASIA FUND2 GP

名称又は氏名　Director　佐藤　輝英

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

１　適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法第63条第2項の規定により、以下のとおり届け出ます。

適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添１のとおり
適格機関投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況	別添２のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添３のとおり

（別添１：適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況）

商号、名称又は氏名　　BEENEXT ASIA FUND2 GP

（　2025　　6 月　23 日現在）

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に行っている事業の種類	資本金の額又は出資の総額（円）
(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			
(さとう　てるひで) 佐藤　輝英	Director	－	○	主たる営業所又は事務所	1 George Street, #10-01, Singapore 049145（シンガポール、049145、ジョージストリート1、10-01号）	65 - 8008 1138	https://www.beenext.com/	該当なし	US$0.01

（注意事項）
１　「業務の種別」の欄には、法第63条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
２　「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（別添２：適格機関投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況）

商号、名称又は氏名　BEENEXT ASIA FUND2 GP

（2025年 6月 23日現在）

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別		適格機関投資家の種別	適格機関投資家の数	適格機関投資家以外の出資者の有無	第233条の３各号に掲げる者の有無	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
		（商品分類）	（内容）	私募・運用の別	届出の種別					
BEENEXT ASIA FUND2 LP	外国の法令に基づく権利	ベンチャー・ファンド	テクノロジー産業界のアーリーステージにある未上場ベンチャー企業の株式及び株式関連有価証券等への投資を行い、主にIPOやM&A時の株式売却により利益の獲得を狙い、選ばれた少数の投資家に対し、長期的な価値上昇実現の機会を提供する。	運用	63条	個人(1) 外国法人又は外国人等(1) 事業法人等(2) 金融機関等(2) 投資事業有限責任組合(1)	7	有	無	－

（注意事項）

１　未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。

２　「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。 ただし、出資対象持分が電子記録移転権利又は令第１条の12第２号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第１条の12第２号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

３　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

４　「私募・運用の別」の欄には、法第63条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。

５　「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第１項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第２条第１項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。

６　「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）（以下６において「定義府令」という。）第10条第１項第１号又は第２号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第４号、第５号、第７号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成９年大蔵省・農林水産省令第１号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第１項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第１項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第20号、第23号イ又は第23号の２に掲げる者（第23号イに掲げる者にあっては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第６条第１項第５号前段に規定する居住者をいう。以下６において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第10条第１項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第３号、第６号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあっては非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

定義府令第10条第１項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。

７　「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

８　「第233条の３各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の３各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の３各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

９　「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の３各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

10　「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

（別添３：役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況）

商号、名称又は氏名　　BEENEXT ASIA FUND2 GP

1　役員及び政令で定める使用人の状況　　（　2025 年　6 月　23　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏 名 又 は 名 称	役職	政令で定める使用人の種別
（　　さとう　てるひで　　） 佐藤　輝英	Director	
（　　いとう　なお　　） 伊藤　直	Director	－

（注意事項）
1　外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第７項第１号ニに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「３　国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。
2　「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
3　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

2　適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
主たる営業所又は事務所	1 George Street, #10-01, Singapore 049145 （シンガポール、049145、ジョージストリート1、10-01号）	65 - 8008 1138
（登記上の本店所在地）	c/o CO Services Cayman Limited, P.O. Box 10008, Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-1001, Cayman Islands （ケイマン諸島、KY1-1001、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス、ピーオーボックス10008、シーオー・サービシズ・ケイマン・リミテッド）	+1 345 749 2000

（注意事項）
適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

3　国内における代表者又は国内における代理人の状況

（ふ　り　が　な） 氏　名、商　号　又　は　名　称	所　在　地　又　は　住　所	電　話　番　号
（あぴすかぶしきがいしゃ） apis株式会社	東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング9階 EGG JAPAN	090-9950-3817/080-3930-8970

（注意事項）
1　届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第７項第２号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
2　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。